



## 月のできごと



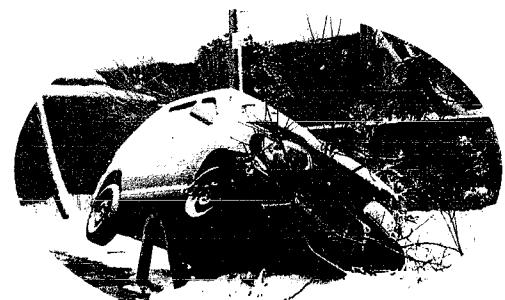
なかよし山から、そ～れえ！  
寒くても子供は外で遊ぶのが  
大好きです。



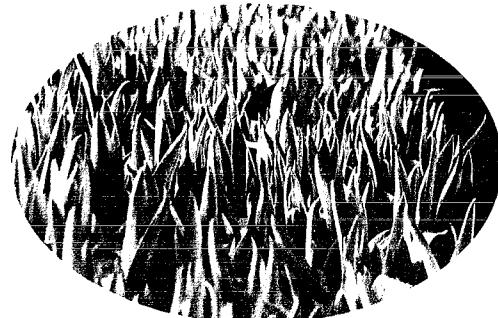
確定申告が始まりました。  
納税は国民の義務です。  
とりあえず、これでひと安心。



ハザー先生の授業風景。  
これからは語学力が必要です。  
国際人目差して！



あ～と思った瞬間です。  
凍結の雪道注意！  
交通安全に努めましょう。



高橋充男さんのハウスのチューリップ  
です。外は雪でしたが、なかはすっか  
り春を感じました。



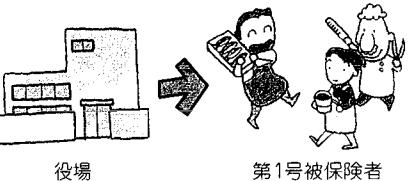
「鬼は外！福は内！」  
泣きだす子もいましたが、  
4匹の鬼は退治されました。

平成14年4月から

## 国民年金が ちょど変わります！

平成14年3月まで

納付書は、役場から、送付  
されていました。



保険料の納付  
方法が  
変わります

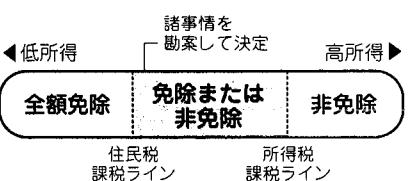
〈口座振替をご利用の方〉  
制度改正による手続きはありません。そのままご利用いただけます。  
なお、平成14年2月から3月にかけて確認の通知が届きます。



納付場所は…？

- ・指定金融機関
- ・郵便局
- ・年金係の窓口

「全額免除」か「全額納付」  
のいずれか

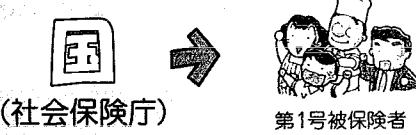


保険料免除制度に  
「半額免除制度」  
が加わります



納付書は、**国（社会保険庁）**  
から、送付されます。

保険料に関するお問い合わせは  
社会保険事務所へ！

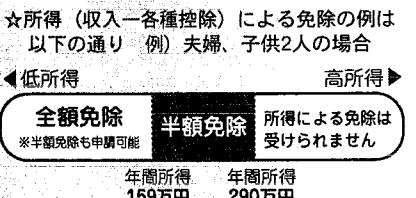


納付場所は…？

- ・全国の銀行、郵便局、農協、  
信用組合、信用金庫、労働  
金庫、社会保険事務所等

※ただし、役場の窓口では納められません。

「全額免除」・「半額免除」  
・「全額納付」のいずれか



※但し、半額の保険料を納付しない月は保険料未納期間となります。

第3号被保険者（本人）が  
役場へ届出することになっ  
ていました。



第3号被保険者  
の届け出方法が  
事業主経由に  
なります

第3号被保険者とは、第  
2号被保険者（厚生年金  
や共済組合に加入してい  
る人）に扶養されている  
配偶者です。

第2号被保険者（配偶者）  
の会社又は共済組合に届出  
します。※健康保険の届出と同  
時



昼間部の学生が  
対象でした。



学生納付特例  
制度の対象者が  
拡大されます

昼間部の学生に加えて、夜間  
・通信教育課程の学生等にも  
適用されることになりました。